

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年11月15日

福島県相双建設事務所長 栗田 豊己

工事（委託業務）番号	第24-41370-0222号
工事（委託業務）名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁上部）
質 問 事 項	
<p>1. 準備期間確保工事を設定している工事ですが、諸々の状況等によって工期内での完成が難しい場合には、工期延長の協議は可能でしょうか。</p> <p>2. 配置技術者について</p> <p>①. 本工事では、工場製作時の技術者と架設工事の技術者で別の技術者を配置する事が可能でしょうか。その場合、（様式6号、7号）配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に記載する技術者は、架設工事に配置する技術者のみと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②. 工場製作時の技術者と架設工事の技術者で別の技術者配置が可能な場合、工場製作時に配置する技術者は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制の下で製作を行うことが可能である場合は、他工事との兼務可能と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>③. 架設工以降に配置する技術者は架設工事着手時に専任が可能であれば、現在他工事に従事中でも申請可能であると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>3. 評価基準※14、技術提案項目1「桁架設時の安全確保に関する技術提案」には桁の輸送も含まれるのでしょうか。</p> <p>4. 評価基準※18、様式9号（その2）、2.品質管理計画及び出来形管理計画（4）桁緊張工の品質管理とは横組工の緊張も含まれるのでしょうか。</p> <p>5. 作業ヤード・搬入路等において敷鉄板等の補強が必要となった場合は、設計変更の対象となりますか。</p> <p>6. 特記仕様書第15章。5で、レディーミクストコンクリートの養生で暑中、寒中コンクリートにレ点となっておりますが、設計書でのコンクリート工の養生方法はいずれも一般養生となっております。保温養生や仮囲いが必要となった場合には協議による変更の対象となりますか。</p> <p>7. 図面番号 27/35 の架設参考図ではトラッククレーンをA2橋台背面に移動して架設する計画となっておりますが、トラッククレーン及びPC桁製品の搬入・運搬経路は確保されているのでしょうか。</p> <p>8. 桁搬入はポルトレラーでの搬入と想定されますが、A1、A2 橋台背面取付道路までの搬入経路はどのようにお考えでしょうか。</p> <p>9. 特記仕様書 第32章 その他より現場着手可能日は令和7年11月末を予定しているとありますが、11月以降は競合する工事はないと考えてよろしいですか。</p>	

10. 特記仕様書 第 32 章 その他より令和 7 年 11 月末より現場着手可能となっていますが、当初工期が 447 日間であることから令和 8 年 3 月中旬が工期末であると想定されます。現場での施工期間が約 4 ヶ月しかないことから、やむを得ない場合は工期の延長が可能と考えてよろしいでしょうか。
11. 支承設置時等に橋台・橋脚足回り足場が必要になると思われますが、変更協議の対象でしょうか。
12. 配置予定技術者について、工場製作期間と現場施工期間で技術者を変更することは可能でしょうか。また、その場合評価項目の対象となるのは現場施工期間の技術者のみと考えてよろしいでしょうか。
13. 工場製作技術者が配置可能な場合、現場施工期間に配置予定の技術者は現在他工事に従事中であっても、現場着手が可能な令和 7 年 11 月までに専任配置が可能であれば配置予定技術者として申請可能でしょうか。
14. 総合評価点評価基準「県内企業の活用」についてですが、福島県内にある自社工場（県外企業）で主桁を製造し施工する場合は、資材購入費として県内の業者を活用したものとみなしていただけますでしょうか。
15. 桁架設可能時期についてご教示願います。
16. 下部工の完成時期についてご教示願います。
17. 諸々の状況等によって、工期内の完成が難しい場合は、工期延長の協議は可能でしょうか。
18. 下部工の引渡し時期についてご教示願います。
19. 上部工着手可能時期および桁架設可能時期についてご教示願います。
20. 現場条件や市場の影響による資材の調達遅延等により工期内完成が難しい場合、工期延長については協議可能でしょうか。
21. 様式 10 号の技術提案項目 1 について、桁架設時は桁運搬時から架設完了までと考えてよろしいでしょうか。
22. 採用単価表 F0001 および F0002 成形目地材に採用されております品名は「ボンドテープ」、「セロシール SS テープ」のどちらでお考えでしょうか。
23. 様式 9 号（その 1）の工期開始日は、落札者決定日（令和 6 年 12 月 18 日）の翌 12 月 19 日としてよろしいでしょうか。
24. 工期の始期は落札者の決定予定日（令和 6 年 12 月 18 日）の翌日（12 月 19 日）からと考えてよろしいでしょうか。
25. 現場条件等により工期内完成が難しい場合、工期延長について協議可能でしょうか。
26. 下部工（P1、A2）及び護岸工の完成時期及び上部工（桁架設工）の施工可能時期についてご教示願います。
27. 桁搬入及び架設時に敷鉄板等による養生・補強が必要な場合は協議対象となりますでしょうか。
28. 金抜設計書 横組工・連結工 鉄筋（エポキシ樹脂塗装 SD345 D16）及び鉄筋（エポキシ樹脂塗装 SD345 D13）ですが加工・取付歩掛（施工 第 0-0005 号）に市場単価が採用されております。
該当箇所は横組（連結）に関する施工であり、歩掛は D16 であればその前の施工第 0-0003 号、D13 であれば同様に施工第 0-0004 号と考えます。
本該当部分について受注後の協議事項と考えてよろしいでしょうか。
29. 経費（現場管理費）について、福島県ホームページ 技術管理課 公表図書 に掲示されている 土木工事標準積算基準（R5 年 10 月 1 日）R6 年 4 月 1 日一部改正 の 47 ページ（I-2-②-35）に記載している経費率及び変数値でよろしいでしょうか。

30. F0001, 0002 成型目地材はセロシール、ボンドテープのどちらを計上されていますでしょうか。ご教示願います。
31. 採用単価表 F6230 45° エルボの掲載ページが積 P. 824 になっていますが、積算資料 P. 824 に掲載されているのは 45° ベントです。45° ベントを計上することでよろしいでしょうか。ご教示願います。
32. 採用単価表 番号 3 成型目地材 5×35 はボンドテープまたはセロシールどちらを採用されておりますでしょうか
33. 採用単価表 番号 4 成型目地材 5×30 はボンドテープまたはセロシールどちらを採用されておりますでしょうか
34. 採用単価表 番号 19 45° エルボ VP150 用の掲載項は積 P. 824 ではなく積 P. 826 になるのではないのでしょうか。
35. 現場着手可能時期は令和 7 年 1 1 月下旬となっておりますが、下部工の引き渡しが遅れた場合、工期延長は可能でしょうか。
36. 下部工 A1・P1 の完成時期についてご教示願います。
37. P C 桁の予定搬入ルート (A1 側・A2 側) についてご教示願います。

回 答 事 項

1. 福島県工事請負契約約款第 22 条に基づき協議の対象とします。
- 2.
- ①国土交通省監理技術者制度適用マニュアル令和 6 年 4 月 1 日より適用(令和 6 年 3 月改正)二監理術者等の設置 (4) 監理技術者の途中交代のとおりです。
- ②国土交通省監理技術者制度適用マニュアル令和 6 年 4 月 1 日より適用(令和 6 年 3 月改正)三監理術者等の工事現場における専任 (2) 監理技術者等の専任期間のとおりです。
- ③国土交通省監理技術者制度適用マニュアル令和 6 年 4 月 1 日より適用(令和 6 年 3 月改正)三監理術者等の工事現場における専任 (2) 監理技術者等の専任期間のとおりです。
3. 桁架設時は、桁運搬後、取り卸しから架設完了までとなります。
4. 含まれます。
5. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
6. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
7. A1 については、井田川沿い左岸道路から現在工事中の県道盛土上より搬入、A2 については、宮田川沿い左岸道路からの搬入を考えています。
8. A1 については、井田川沿い左岸道路から現在工事中の県道盛土上より搬入、A2 については、宮田川沿い左岸道路からの搬入を考えています。
9. 関連工事との調整が必要です。
10. 福島県工事請負契約約款第 22 条に基づき協議の対象とします。
11. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
12. 国土交通省監理技術者制度適用マニュアル令和 6 年 4 月 1 日より適用(令和 6 年 3 月改正)二監理術者等の設置 (4) 監理技術者の途中交代のとおりです。
13. 国土交通省監理技術者制度適用マニュアル令和 6 年 4 月 1 日より適用(令和 6 年 3 月改正)三監理術者等の工事現場における専任 (2) 監理技術者等の専任期間のとおりです。
14. お見込みのとおりです。
15. 令和 7 年 1 1 月末を予定しています。
16. 令和 7 年 1 1 月末を予定しています。

17. 福島県工事請負契約約款第 22 条に基づき協議の対象とします。
18. 令和 7 年 1 1 月末を予定しています。
19. 令和 7 年 1 1 月末を予定しています。
20. 福島県工事請負契約約款第 22 条に基づき協議の対象とします。
21. 桁架設時は、桁運搬後、取り卸しから架設完了までです。
22. ボンドテープです。
23. 工期開始日は、契約締結日です。
24. 工期開始日は、契約締結日です。
25. 福島県工事請負契約約款第 22 条に基づき協議の対象とします。
26. 令和 7 年 1 1 月末を予定しています。
27. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
28. 福島県工事請負契約約款第 18 条に基づき協議の対象とします。
29. お見込みのとおりです。
30. ボンドテープです。
31. 積 P. 824 の 45° ベントの単価を計上しています。
32. ボンドテープです。
33. ボンドテープです。
34. 積 P. 824 の 45° ベントの単価を計上しています。
35. 福島県工事請負契約約款第 22 条に基づき協議の対象とします。
36. 令和 7 年 1 1 月末を予定しています。
37. A1 については、井田川沿い左岸道路から現在工事中の県道盛土上より搬入、A2 については、宮田川沿い左岸道路からの搬入を考えています。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。